

再生可能エネルギーの 固定価格買取制度について



平成24年7月
資源エネルギー庁
新エネルギー対策課

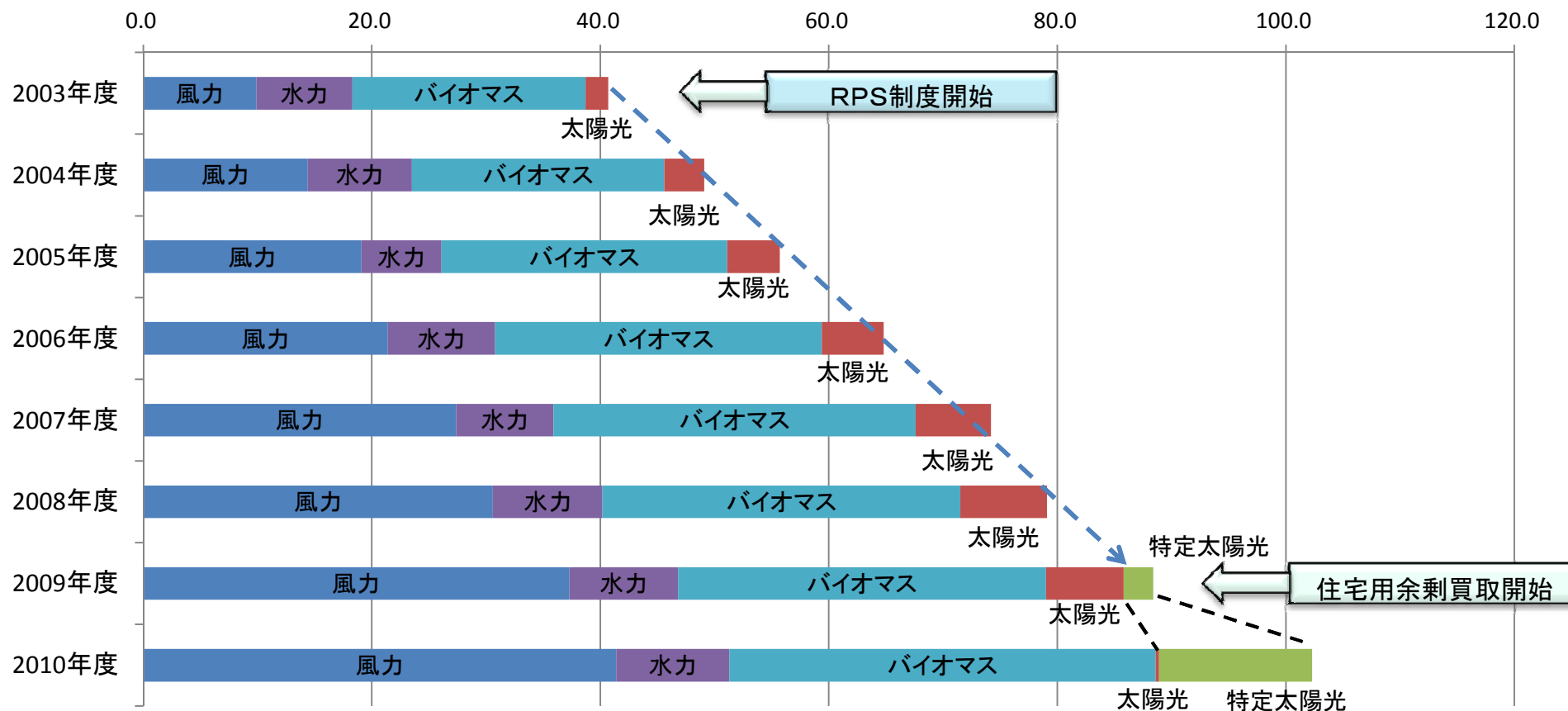
0 背景について



RPS制度の導入と再生可能エネルギー電力供給量の推移

- 2003年に、電力会社に一定量の再生可能エネルギーの活用を義務づけるRPS制度を導入。その後、再生可能エネルギーによる電力供給量は倍増している。

再生可能エネルギー等発電量(電力会社による調達量)の経年変化(億kWh)



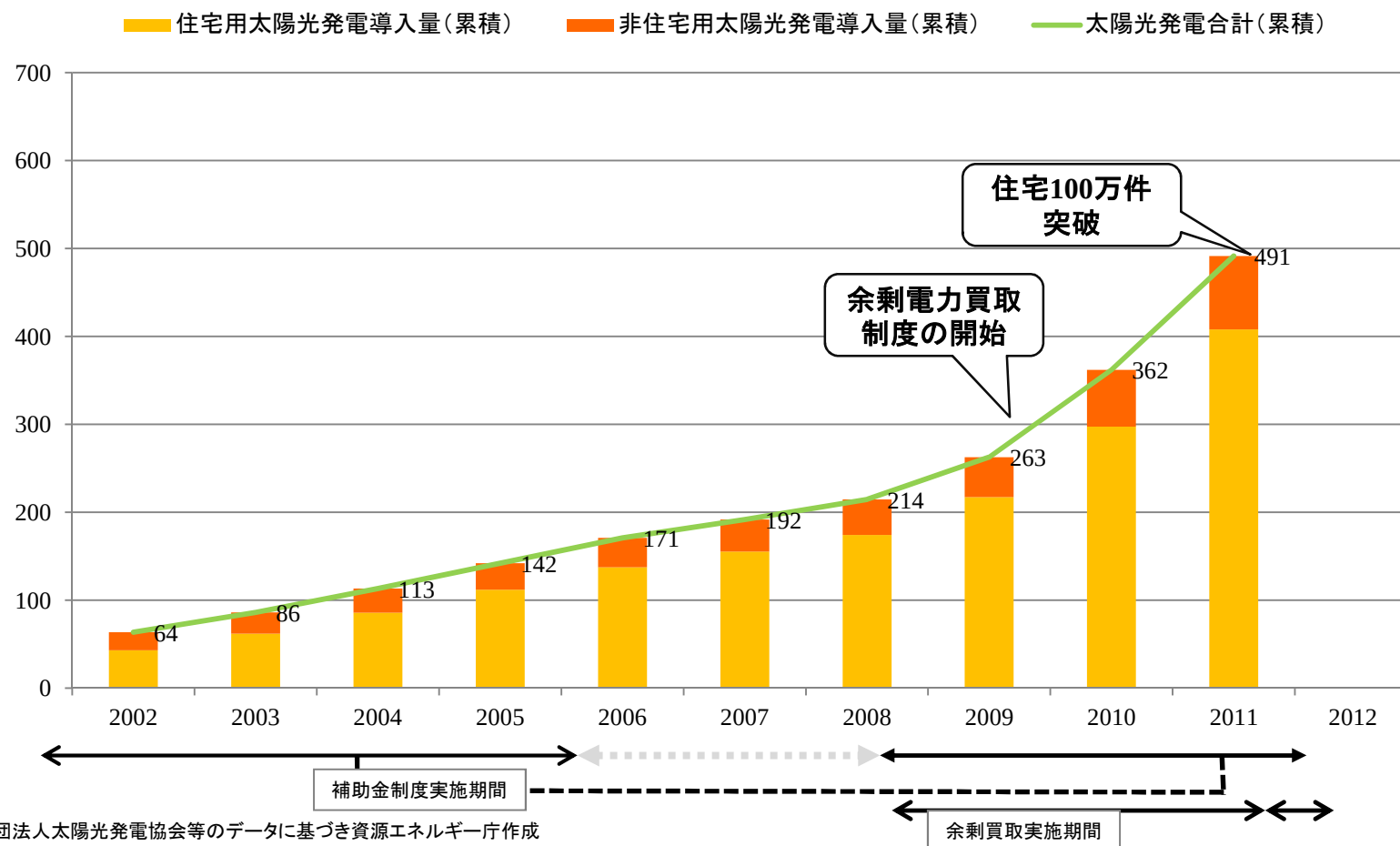
※本データはRPS法の認定を受けた設備からの電力供給量を示したものの、RPS法施行前の電力量、RPS法の認定を受けていない設備から発電された電力量、及びRPS法の認定を受けた設備から発電され、自家消費された電力量は本データには含まれない。

※平成21年11月より余剰電力買取制度の対象となる太陽光発電設備は特定太陽光として算出。

余剰買取制度の導入と太陽光発電の導入量の推移

- 2009年には、住宅用太陽光の分野が、余剰買取制度導入により一足先に固定価格による調達に移行。その結果、制度導入前の2008年で累計約214万kW（約50万世帯）だった太陽光発電の導入量が、施行後3年間で491万kW（100万世帯超）へと倍増。

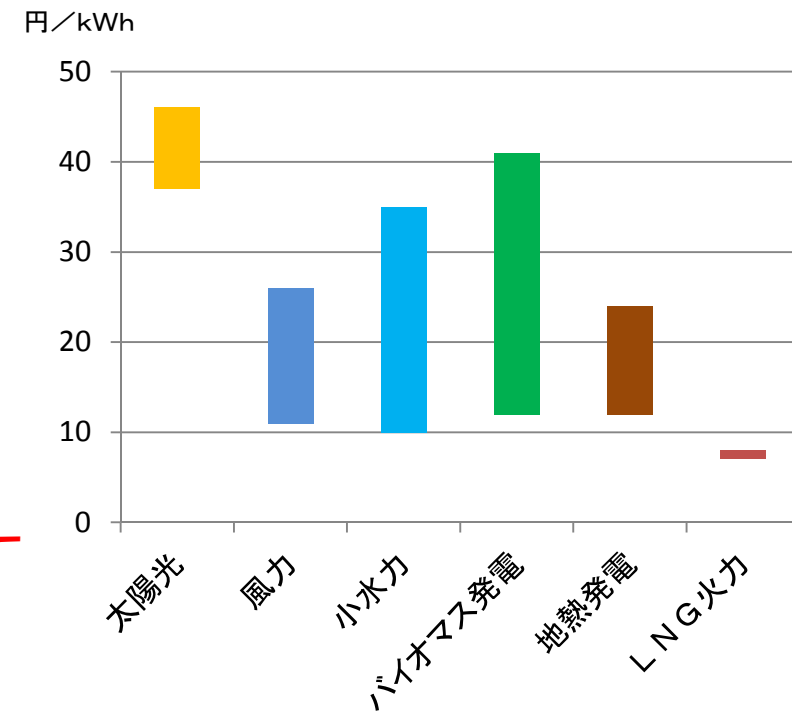
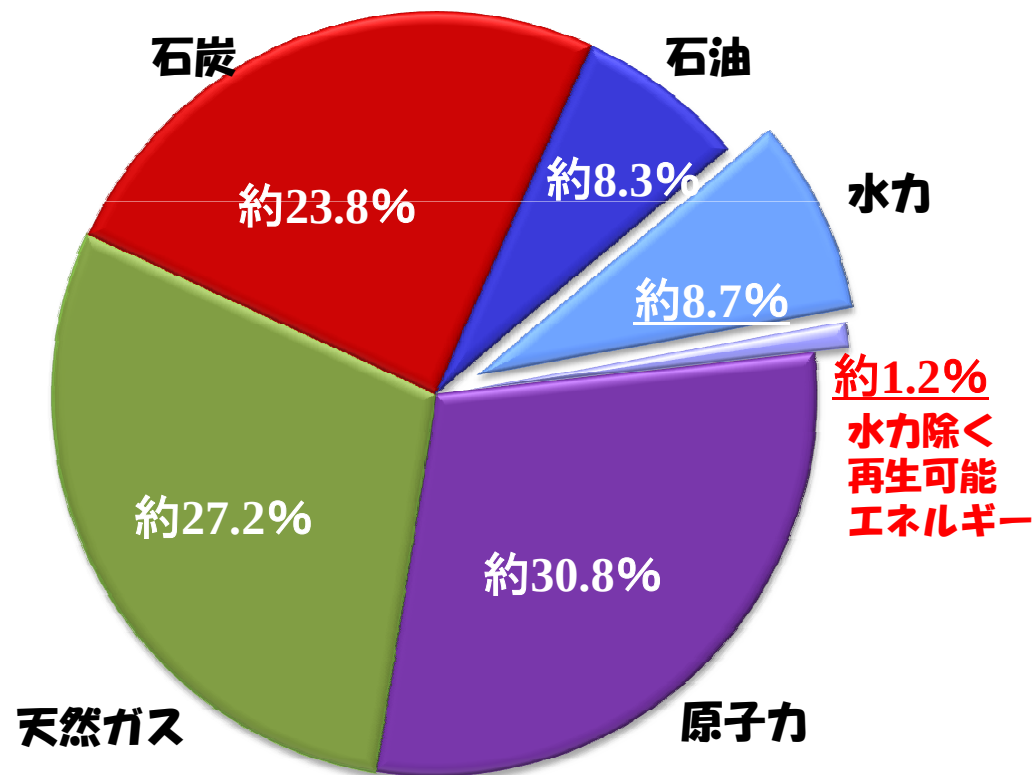
太陽光発電の導入量の推移



出典：一般社団法人太陽光発電協会等のデータに基づき資源エネルギー庁作成

日本の電源構成に占める再生可能エネルギーの導入量

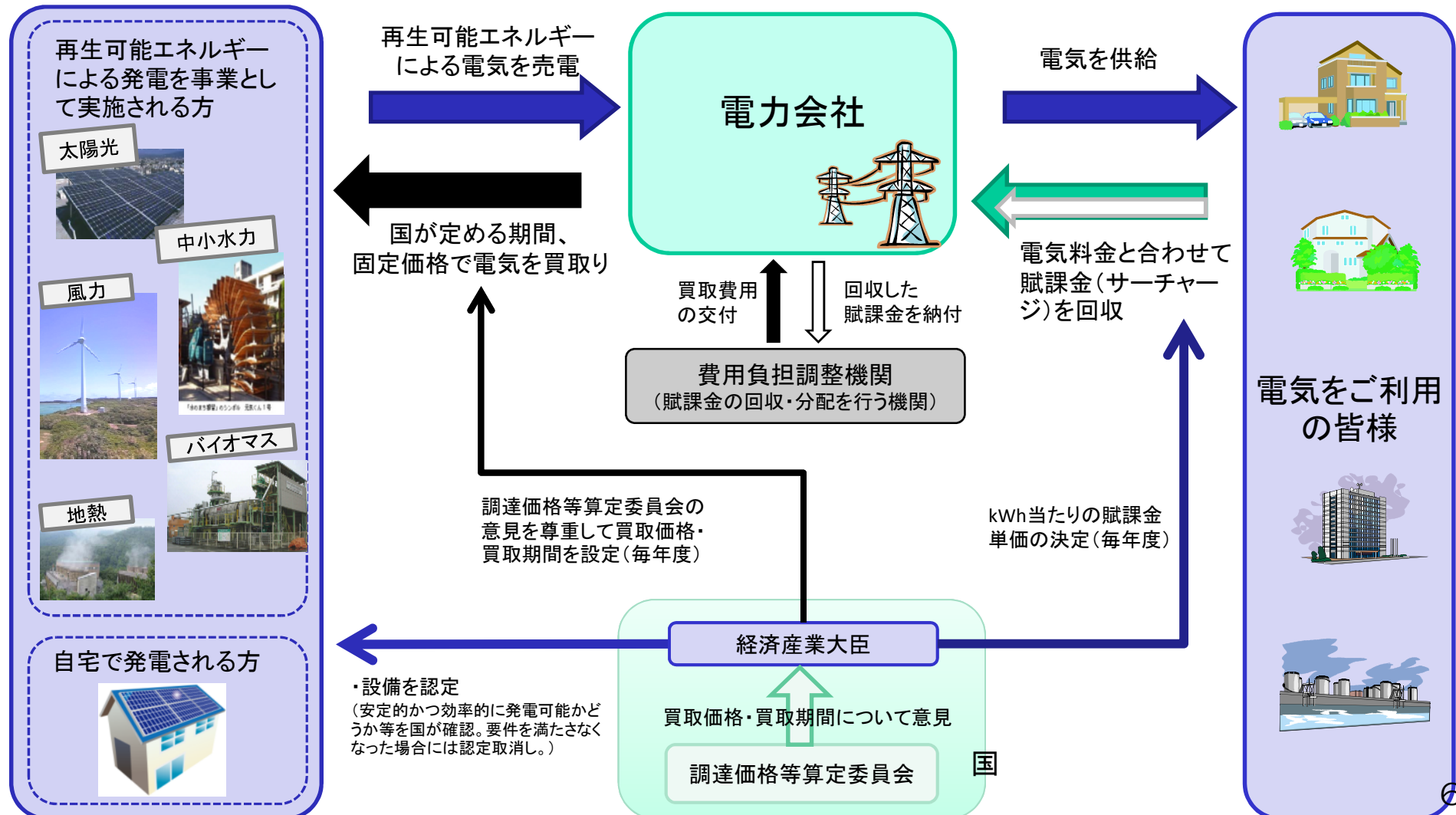
- 2010年度の発電電力量のうち、水力発電を除く狭義の再生可能エネルギーは約1.2%。コスト高が課題。
- 再生可能エネルギーには、まだまだ潜在力あり。再生可能エネルギー特別措置法（固定価格買取制度：FIT）の施行をきっかけに大幅導入拡大の道筋をつけることが必要。
→ 今年を「再生可能エネルギー元年」に。



(注)「再生可能エネルギー等」の「等」には、廃棄物エネルギー回収、廃棄物燃料製品、廃熱利用熱供給、産業蒸気回収、産業電力回収が含まれる。
(出所) 資源エネルギー庁「平成22年度電源開発の概要」を基に作成

固定買取価格制度の基本的な仕組み

- 本制度は、電力会社に対し、再生可能エネルギー発電事業者から、政府が定めた調達価格・調達期間による電気の供給契約の申込みがあった場合には、応ずるよう義務づけるもの。
- 政府による買取価格・期間の決定方法、買取義務の対象となる設備の認定、買取費用に関する賦課金の徴収・調整、電力会社による契約・接続拒否事由などを、併せて規定。



1 調達価格・調達期間について



- 買取価格及び買取期間は、経済産業大臣が毎年度、当該年度の開始前に定める。
- 経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めようとするときは、調達価格等算定委員会の意見を聴き、その意見を尊重する。
- なお、経済産業大臣は、買取価格及び買取期間を定めるに当たり、農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議するとともに、消費者問題担当大臣の意見を聴く。

【参考条文】

第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

第3条第5項

経済産業大臣は、調達価格等を定めようとするときは、当該再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者政策の観点から消費者問題担当大臣（中略）の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

- 買取価格・買取期間は、再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態、規模ごとに定める。
- こうした区分については、経済産業省令で定める。

【参考条文】

第3条第1項

経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、電気事業者が次条第1項の規定により行う再生可能エネルギー電気の調達につき、経済産業省令で定める再生可能エネルギー発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに、当該再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格（以下「調達価格」という。）及びその調達価格による調達に係る期間（以下「調達期間」という。）を定めなければならない。（後略）

- 買取期間は、「電気の供給の開始の時から、発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間」を勘案して定める。

【参考条文】

第3条第3項

調達期間は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給の開始の時から、その供給の開始後最初に行われる再生可能エネルギー発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとする。

- 買取価格は以下の2点を基礎として算定する。
 - ①効率的に事業が実施された場合に通常要する費用
 - ②1キロワット時当たりの単価を算定するために必要な、1設備当たりの平均的な発電電力量の見込み（「当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量」）
- その際には以下の3点を勘案する。
 - ③再生可能エネルギー導入の供給の現状（「我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況」(※)）
 - ④適正な利潤
 - ⑤これまでの事例における費用（「法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて電気を供給する者の供給に係る費用」）
- なお、以上の算定プロセスにおいては、以下2点への配慮を行う。
 - ⑥施行後3年間は利潤に特に配慮
 - ⑦賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものにならないこと

(※) 法律上、再生可能エネルギーの導入目標や導入見込量に基づいて買取価格を定めることはされていない。

【参考条文】

第3条第2項

調達価格は、当該再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用及び当該供給に係る再生可能エネルギー電気の見込量を基礎とし、我が国における再生可能エネルギー電気の供給の量の状況、（中略）再生可能エネルギー電気を供給しようとする者（中略）が受けるべき適正な利潤、この法律の施行前から再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者の当該供給に係る費用その他の事情を勘案して定めるものとする。

第3条第4項

経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、第16条の賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものにならないよう配慮しなければならない。

附則第7条

経済産業大臣は、集中的に再生可能エネルギー電気の利用の拡大を図るため、この法律の施行の日から起算して3年間の限り、調達価格を定めるに当たり、特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮するものとする。

調達価格等算定委員会：

特措法第31条に基づき設置される委員会。委員は5名で両議院の同意が必要とされている。

＜調達価格等算定委員会委員＞ (http://www.meti.go.jp/committee/gizi_0000015.html)

(座長) 植田和弘	京都大学大学院経済学研究科教授
辰巳菊子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事・環境委員長
山内弘隆	一橋大学大学院商学研究科教授
山地憲治	公益財団法人 地球環境産業技術研究機構(RITE)理事・研究所長
和田 武	日本環境学会会長

第1回平成24年3月6日(火)12:30～14:30

- ・運営規程及び会議の公開について
- ・再生可能エネルギー特措法の概要と調達価格等算定委員会の検討事項
- ・欧州の固定価格買取制度について
- ・我が国における再生可能エネルギーの現状

第2回平成24年3月15日(木)7:00～9:00

- ・コスト等検証委員会の報告書の紹介
- ・買取価格・買取期間に関する論点

第3回平成24年3月19日(月)13:00～15:30

- ・ヒアリング①
- (社)太陽光発電協会 日本地熱開発企業協議会
- ソフトバンク(株) 日本商工会議所
- (社)日本風力発電協会 (社)日本経済団体連合会
- 日本小形風力発電協会

第4回平成24年4月3日(火)13:00～16:00

- ・ヒアリング②
- 公営電気事業経営者会議 日本製紙連合会、
- 全国小水力利用推進協議会、日本繊維板工業会、
- グリーンサーマル(株)、電気事業連合会、水ing(株)、
- 東京23区清掃一部事務組合、日本製紙連合会、
- バイオガス事業推進協議会、みずほ情報総研

第5回平成24年4月11日(水)10:00～12:00

- ・ヒアリングの結果について
- ・住宅用太陽光発電の買取方法について

第6回平成24年4月25日(水)10:00～12:00

- ・調達価格等算定委員会意見書作成の合意事項
- ・特に議論が必要な論点
- ・回避可能費用について
- ・バイオマス発電について(農水省、国交省より説明)

第7回平成24年4月27日(金)13:00～14:30

- ・調達価格等算定委員会意見書(案) / ・2012年度のサーチャージ額の試算

調達価格・調達期間について

電源		太陽光		風力		地熱		中小水力		
調達区分		10kW以上	10kW未満 (余剰買取)	20kW以上	20kW未満	1.5万kW以上	1.5万kW未満	1,000kW以上 30,000kW未満	200kW以上 1,000kW未満	200kW未満
費用	建設費	32.5万円/kW	46.6万円/kW	30万円/kW	125万円/kW	79万円/kW	123万円/kW	85万円/kW	80万円/kW	100万円/kW
	運転維持費 (1年当たり)	10千円/kW	4.7千円/kW	6.0千円/kW	—	33千円/kW	48千円/kW	9.5千円/kW	69千円/kW	75千円/kW
IRR		税前6%	税前3.2% (※1)	税前8%	税前1.8%	税前13% (※2)		税前7%	税前7%	
調達 価格 1kWh 当たり	税込 (※3)	<u>42.00円</u>	<u>42円</u> (※1)	<u>23.10円</u>	<u>57.75円</u>	<u>27.30円</u>	<u>42.00円</u>	<u>25.20円</u>	<u>30.45円</u>	<u>35.70円</u>
	税抜	40円	42円	22円	55円	26円	40円	24円	29円	34円
調達期間		20年	10年	20年	20年	15年	15年	20年		

(※1) 住宅用太陽光発電について

10kW未満の太陽光発電については、一見、10kW以上の価格と同一のように見えるが、家庭用についてはkW当たり3.5万円（平成24年度）の補助金の効果を勘案すると、実質、48円に相当する。

なお、一般消費者には消費税の納税義務がないことから、税抜き価格と税込み価格が同じとなっている。

(※2) 地熱発電のIRRについて

地表調査、調査井の掘削など地点開発に一件当たり46億円程度かかること、事業化に結びつく成功率が低いこと（7%程度）等に鑑み、IRRは13%と他の電源より高い設定を行っている。

(※3) 消費税の取扱いについて

消費税については、将来的な消費税の税率変更の可能性も想定し、外税方式とすることとした。ただし、一般消費者向けが太宗となる太陽光発電の余剰買取の買取区分については、従来どおりとした。

調達価格・調達期間について

電源		バイオマス						
バイオマスの種類		ガス化（下水汚泥）	ガス化（家畜糞尿）	固形燃料燃焼（未利用木材）	固形燃料燃焼（一般木材）	固形燃料燃焼（一般廃棄物）	固形燃料燃焼（下水汚泥）	固形燃料燃焼（リサイクル木材）
費用	建設費	392万円/kW		41万円/kW	41万円/kW	31万円/kW		35万円/kW
	運転維持費（1年当たり）	184千円/kW		27千円/kW	27千円/kW	22千円/kW		27千円/kW
IRR		税前1%		税前8%	税前4%	税前4%		税前4%
調達価格 1kWh当たり	調達区分	【メタン発酵ガス化バイオマス】		【未利用木材】	【一般木材（含パーム椰子殻）】	【廃棄物系（木質以外）バイオマス】		【リサイクル木材】
	税込	40.95円		33.60円	25.20円	17.85円		13.65円
	税抜	39円		32円	24円	17円		13円
調達期間		20年						

2 特定契約の締結

- ・接続の請求について（第4、5条関係）



■特定契約本来の目的を超えて、電気事業者の利益を害するものである場合

1. 虚偽の申し込みを行った場合。
2. 正常な商慣習又は社会通念に照らして著しく不合理と認められる場合。
 - イ) 法令の規定に違反する内容を特定契約で定めようとする場合。
 - ロ) 電気事業者に対し、責めに帰すべき事由によることなく賠償を求める
又は当該電気事業者の義務違反によって生じた損害を超えた賠償を求める旨の規定を特定契約で定めようとする場合。
 - ハ) 電気事業者が特定供給者が暴力団等ではないこと及び暴力団等と関係ないことを確約する旨の規定を
特定契約で定めようとする場合に、これに応じない場合。
3. 特定供給者が、接続の相手方とは異なる電気事業者と特定契約を結ぼうとする場合であって、当該電気事業者が当該特定供給者からの電気を受電するために振替補給費用（その額の具体的根拠を示す書面が当該電気事業者から特定供給者に対して提出されている場合に限る。）を当該特定供給者が負担することにあらかじめ同意しない場合。【追加費用の支払い】
4. 複数の電気事業者に対して特定契約の申込みを行おうとする場合に、あらかじめ当事者間で売電量の按分方法を定めた上で、発電する前日の特定契約電気事業者が指定する時以降は変更することができない旨を当該特定供給者が同意しない場合（特定供給者が、卸電力取引所を活用して売電を行うことを妨げるものではない。）【部分買取の取扱】
5. 特定規模電気事業者又は特定電気事業者に対して特定契約の申込みをする場合であって、当該特定規模電気事業者又は当該特定電気事業者がその特定契約を締結することによって、変動範囲内発電料金等を追加的に負担する必要があることが見込まれる場合（特定規模電気事業者又は特定電気事業者が特定供給者に対し、その裏付けとなる根拠を示した書面を提出した場合に限る。）【新電力の安定供給】

■法の施行に当たり必要不可欠な協力が得られない場合

1. 電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の量を計量するに際して、特定供給者から必要な協力が得られないと見込まれる場合。具体的には以下のとおり。
 - イ) 電気事業者の職員が、計量に必要な作業を行うため又は電力量計の補修・交換をするため必要な範囲において、認定発電設備や特定供給者が管理する変電所又は開閉所が所在する敷地に立ち入ることを、特定供給者が認めない場合。
 - ロ) 電気事業者の指定する日の計量に特定供給者が協力しようとししない場合。
2. 特定契約に基づき電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の代金の支払に関して、以下の事項に反する規定を定めようとする場合。
 - イ) 支払単位について、1月単位とすること
 - ロ) 支払日について、計量日の翌日の属する月の翌月の末日（その日が休日である場合には、翌営業日）を限度として、電気事業者が指定する日とすること
 - ハ) 支払方法について、預金口座へ振り込む方法によること

■契約に関する訴え、契約書の言語について

特定契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該特定契約に係る準拠法は日本法とすること、及び当該特定契約に係る契約書の正本は日本語で作成すること。

■ 特定供給者が接続に必要な費用を負担しない場合

1. 特定供給者が、認定発電設備によって発電した電気を供給するため、当該認定発電設備と電気事業者の変電所又は送配電線を接続するために必要となる費用であって、以下に掲げるものを負担しない場合。
 - イ） 当該接続に係る電源線（電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第百十九号）第一条第二項に規定する電源線（同条第三項第二号から第七号までに掲げるものを除く。）をいう。）の設置又は変更に係る費用
 - ロ） 当該特定供給者の認定発電設備と被接続先電気工作物（当該特定供給者が自らの認定発電設備と電氣的に接続を行い、又は行おうとしている接続請求電気事業者の事業の用に供する変電用、送電用又は配電用の電気工作物をいう。以下同じ。）との間に設置される電圧の調整装置の設置、改造又は取替えに係る費用（前号に掲げる費用を除く。）
 - ハ） 当該特定供給者が供給する再生可能エネルギー電気の量を計量するために必要な電力量計の設置又は取替えに係る費用
 - ニ） 当該特定供給者の認定発電設備と被接続先電気工作物との間に設置される設備であって、接続請求電気事業者が当該認定発電設備を監視、保護若しくは制御するために必要なもの又は当該特定供給者が当該接続請求電気事業者と通信するために必要なものの設置、改造又は取替えに係る費用
2. ただし、これらの費用を負担しないことを理由に接続を拒むことができるのは、経済産業省令に定める要件に該当するとしても書面により、電気事業者が接続に必要な費用の具体的内容及び特定供給者に負担を求める費用の基礎が合理的なものであること、並びにその費用が必要であることの合理的な根拠を示した場合に限ることとする。

■ 系統運営上必要な措置（出力抑制）に協力しようとししない場合

1. 電気事業者による電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれる場合に、当該電気事業者が以下に掲げる措置（以下、「回避措置」という。）を講じた上で、1年を365日として、**約年8パーセント以内の割合（30日以内）に限り、500kW以上の太陽光発電設備及び風力発電設備を用いる特定供給者の供給する再生可能エネルギー電気を補償措置なく抑制することができる**ことについて、当該特定供給者があらかじめ同意しない場合。

- ① 一般電気事業者が保有する発電設備（太陽光、風力、原子力、揚水式以外の水力、地熱を除く。）の出力抑制
- ② 卸電力取引所を活用する等、需要量を上回ると見込まれる供給電力を売電するための措置

なお、当該電気事業者は、上記措置を講じたこと及びこれらの回避措置を講じたとしてもなお電気の供給量が需要量を上回ることが見込まれると判断した合理的理由並びにその指示が合理的なものであったことを、出力抑制後遅滞なく当該特定供給者に書面で通知することにあらかじめ同意しなければならない。

（注）ドイツの場合と異なり、年8パーセント以内の割合との上限に関する定めを設ける。

2. 以下の場合において、**電気事業者が補償措置なく出力抑制できる**ことに特定供給者があらかじめ同意しない場合（ただし、当該電気事業者が当該特定供給者に対し書面で説明することを条件とする）。

- ① 天災事変により、被接続先電気工作物の故障又は故障を防止するための装置の作動により停止した場合
- ② 人若しくは物が被接続先電気工作物に接触した場合等人の生命及び身体を保護する必要がある場合において、当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止した場合
- ③ 被接続先電気工作物の定期的な点検を行うため、異常を探知した場合における臨時の点検を行うため又はそれらの結果に基づき必要となる被接続先電気工作物の修理を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合
- ④ 当該特定供給者以外の者が用いる電気工作物と被接続先電気工作物とを電氣的に接続する工事を行うため必要最小限度の範囲で当該接続請求電気事業者が被接続先電気工作物に対する電気の供給を停止又は抑制する場合

3. なお、**電気事業者が上記1及び2以外で行う出力抑制については、**電気事業者が保有する発電設備（原子力発電設備、揚水式以外の水力発電設備及び地熱発電設備を除く。）の出力抑制などの1で規定した「**回避措置**」を講じた上であることを条件として、出力抑制を可能とする。ただし、この場合は、特定供給者に対しその出力抑制がなければ得られたはずの**売電収入相当額の補償措置を行うことを条件とする**（当該電気事業者及び当該特定供給者の双方にとり全く予想外の事態が生じ、かつ、当該事態が当該電気事業者の責めに帰すべき事由によらないことが明らかな場合は、この限りでない）。

■ その他の特定供給者が以下の事項を契約の内容とすることに同意しない場合

1. 特定供給者が認定発電設備の所在地、受電地点並びに定格出力その他接続の請求に関し不可欠な情報を提供すること。
2. 電気事業者の職員が、保安上必要な場合に、認定発電設備や特定供給者が管理する変電所若しくは開閉所が所在する敷地又は認定発電設備や特定供給者が管理する変電所若しくは開閉所に立ち入ること。
3. 出力抑制に応じるために必要となる通信設備の設置、対応要員の配置などの体制の整備を行うこと。
4. 特定供給者が暴力団等ではないこと及び暴力団等と関係しないこと。
5. 当該特定契約に関する訴えは、日本の裁判所の管轄に専属すること、当該特定契約に係る準拠法は日本法とすること、
及び当該特定契約に係る契約書の正本は日本語で作成すること。

■ 電気事業者が接続の実現に向けた措置を講じた上でなお接続が困難な場合

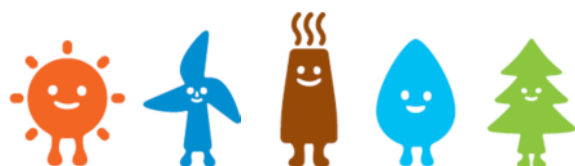
1. **出力抑制を行うことを前提としてもなお、当該接続により送電可能な量を超えることが合理的に見込まれる場合は、**
つ、電気事業者が特定供給者に対して送電可能な量を超えることについて書面により情報開示を行った場合であって、か
電気事業者が以下のいずれかの対応を行った場合。
 - ① 当該接続請求を受けた電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を示した場合
 - ②、当該接続請求を受けた電気事業者が、特定供給者による接続の請求に応じることが可能な被接続先電気工作物の接続箇所のうち
当該特定供給者にとって経済的にみて合理的な接続箇所を提示し、当該接続箇所が経済的にみて合理的なものであることの
裏付けとなる合理的な根拠を示す書面（当該接続箇所の提示が著しく困難な場合においてはその旨、及びその裏付けとなる
合理的な根拠を示す書面）を示した場合
2. 接続請求を受けた電気事業者が、当該接続の請求に応じることにより、出力の抑制を行ったとしてもなお、
と 電気事業者が受け入れることが可能な電気の量を超えた電気の供給を受けることとなることが合理的に見込まれるこ
る）（当該接続請求電気事業者が当該特定供給者に対し、その裏付けとなる合理的な根拠を示す書面を提出した場合に限

■ 接続の請求やその内容が明らかに不正又は不当である場合

1. 接続の請求に関し、虚偽の請求を行った場合。
2. 接続の請求が正当な商慣習又は社会通念に照らし、著しく不合理と認められる場合

3 設備認定に関わること（法第6条関係）





1. 調達期間中、導入設備が所期に期待される性能を安定的に維持できるような**メンテナンス体制が確保されていること**（メンテナンス体制を示す書類（※）を添付すること）。
※ 当該設備のメンテナンスをメーカーや外部に行わせる場合には、当該メーカーや外部に国内メンテナンス体制が常時確保されていること及び問題が生じてから3ヶ月以内に修理作業を開始できること、それぞれを証明する書面をいう。また、発電事業者自らがメンテナンスを行おうとする場合には、発電事業者が上記と同様の対応が可能であることを説明したメンテナンスを行う国内社内体制（技術者の配置状況）を証明する書面をいう。
2. 電気事業者に供給された再生可能エネルギー電気の量を**計量法に基づく特定計量器を用い適正に計量することが可能な構造となっていること**（配線図及び構造図を添付すること）。
3. **発電設備の内容が具体的に特定されていること**（製品の製造事業者及び型式番号等当該認定設備の内容を特定することのできる記号・番号を証する書類、又は、設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること）。
4. 次年度以降の調達価格の算定に当たり、各再生可能エネルギーのコスト構造を把握するため、当該設備の**設置にかかった費用（設備費用、土地代、系統への接続費用、メンテナンス費用等）の内訳及び当該設備の運転にかかる毎年度の費用の内訳を記録し、かつ、それを毎年度1回提出すること**。ただし、住宅用太陽光補助金を受給している場合は不要。
5. 既存の再生可能エネルギー発電設備の発電機その他の重要な部分の変更により当該設備を用いて得られる再生可能エネルギー電気の供給量を増加させる場合にあっては、当該変更により再生可能エネルギー電気の供給量が増加することが確実に見込まれ、かつ、当該増加する部分の供給量を的確に計測できる構造であること



太陽光発電

1. 10kW未満の太陽光発電設備については、これまでも国による補助金の受給要件として活用されてきた実績を踏まえ、**JIS基準（JISC8990、JISC8991、JISC8992-1、JISC8992-2）又はJIS基準に準じた認証（JET（一般財団法人電気安全環境研究所）による認証）**を受けたもの、又はJET相当の海外の認証機関の認証）を得ていること。
2. **10kW未満の太陽光発電設備については、余剰配線**（発電された電気を同一需要場所の電力消費に充て、残った電気を電気事業者に供給する配線構造）となっていること。
3. 事業者が複数に、それぞれ10kW未満の太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が10kW以上となる場合にあっては、(1)全量配線（発電された電気を住宅内の電力消費に充てず、直接電気事業者に供給する配線構造）となっていること。(2)設置場所が住宅の場合は居住者の承諾を得ていること。
4. 太陽光パネルのモジュール化後の**セルの変換効率**が、以下のパネルの種類に応じて、それぞれ定める変換効率以上のものであることについて確認できるものであること。。（破壊することなく折り曲げることができるもの及びレンズ又は反射鏡を用いるものを除く。）

シリコン単結晶系	13.5%以上
シリコン多結晶系	13.5%以上
シリコン薄膜系	7.0%以上
化合物系	8.0%以上
5. ダブル発電（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に自家発電設備等とともに設置される場合）の場合は、逆潮防止装置があること。



風力発電

- 住宅用への導入も想定される **20kW未満の小型風力**については、**JIS基準（JISC1400-2）又はJIS基準に準じた認証（JSWTA（日本小形風力発電協会）が策定した規格の認証**又はJSTWA認証相当の海外の認証機関の認証）を得ていること。



水力発電

- 設備の出力（複数の発電機により発電設備が構成されているときは当該発電機の出力の合計）が **3万kW未満であること**（証明のための書類として、電気事業法に基づく電気工作物の工事届出を添付すること）。
- **揚水式発電ではないこと。**



地熱発電

- 特段、個別の要件は設けない。

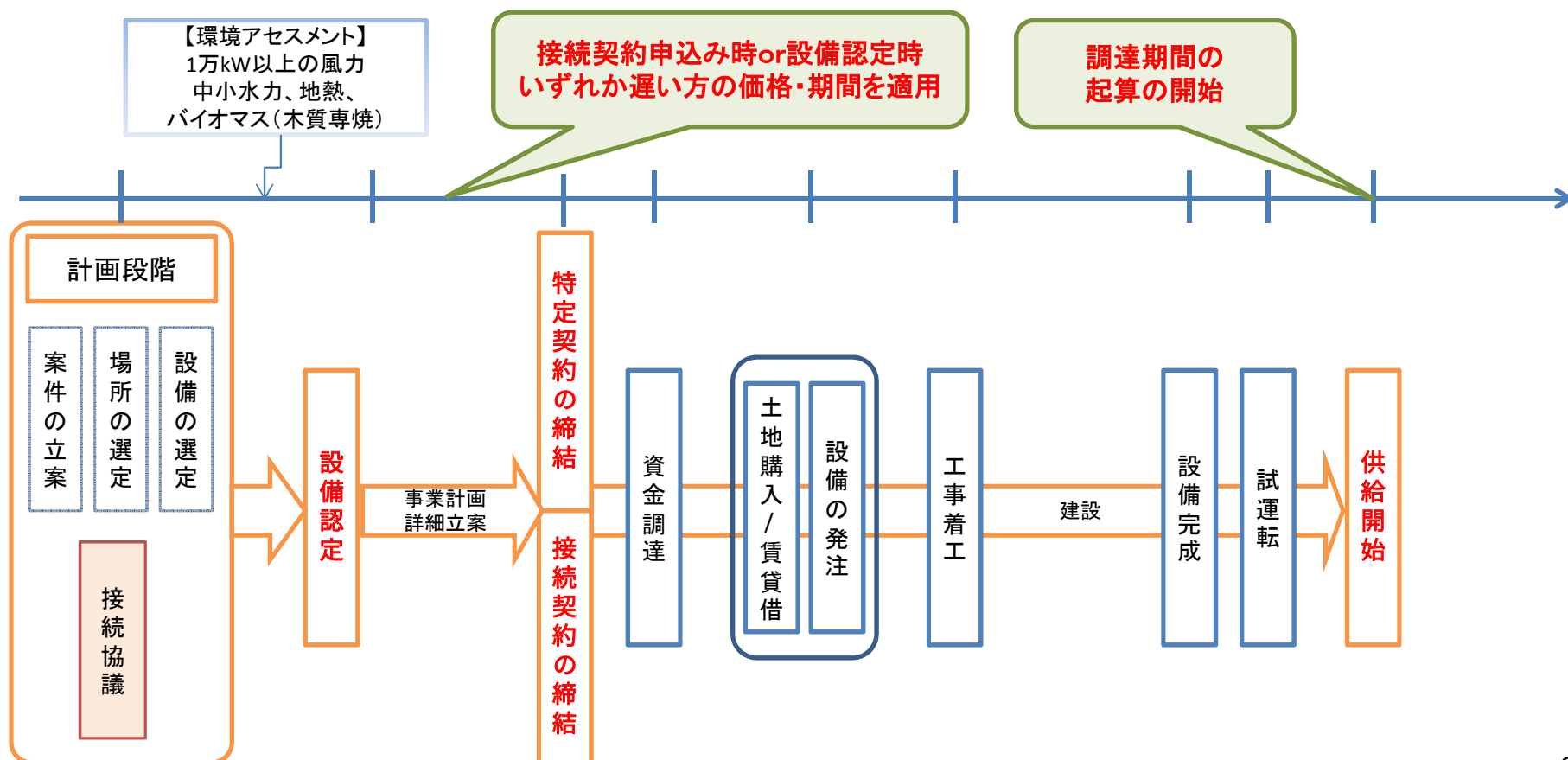


バイオマス発電

1. 使用するバイオマス発電のバイオマス比率を正確に算定できる管理体制を整備するとともに、燃料の使用量、発熱量等の算定根拠を帳簿に記載しつつ発電し、**毎月1回当該バイオマス比率を算定できる体制を整えること。**
2. 使用するバイオマス燃料について、その利用により、**当該バイオマス燃料を活用している既存産業等への著しい影響がないものであること。**
3. 既存産業への影響を判断するため、また、適用する調達区分を判断するため（※）、**使用するバイオマス燃料について、その出所を示す書類を添付すること**（異なる複数の調達区分が存在する木質バイオマス（リサイクル木材を除く）を燃焼する発電については、グリーン購入法に基づく「間伐材チップの確認のガイドライン」に準じたガイドラインに基づいた証明書を当該出所を示す書類として添付すること。）。

※なお、バイオマス発電については、その燃料種により適用される調達価格が異なることから、添付書類により、当該バイオマス燃料がどの調達区分のものであるかを判断できない場合には、調達価格が最も低いリサイクル木材の価格を適用することとする。

- 適用される調達価格等については、事業計画の円滑な遂行上、極力早期に確定させたいとの要請がある一方、有利な調達価格等を取りあえず確保するため、事業計画策定途上で調達価格等だけ確定させようとする不正事案が生じることも懸念される。
- このため、電気事業者への接続契約申込時又は国の設備認定時のいずれか遅い時点を経済時として、当該年度の調達価格・調達期間を適用することとする。ただし、調達期間の起算時期は、特定供給契約に基づき、電力会社に電気の供給を開始した時点からとなる。



その他、価格の適用関係

■ 価格区分の異なる複数の認定設備を併用する場合の取扱い

複数の種類の再生可能エネルギーの設備を併設する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる設備となっており、それが配線図等により確認できる場合は、それぞれについて個別に設備認定を行い、適切な調達価格を適用する。

合計量しか計測できない場合は、適用する調達価格が低い方の設備に適用される価格を採用する。

■ 新規及び重要な部分の追加・変更が生じる場合

いったん認定を受けた設備に変更が生じる場合、再度認定を受けなければならない。

増設・リパワリングによる電気の供給量が明確に計測でき、それが配線図等により確認できる場合、その出力の増加分について、買取対象とすることができる。

認定手続

■ 設備認定申請書、必要な添付書類等の提出先は地方経済産業局とする（※）。

※ 件数が多く見込まれる住宅用太陽光発電については、設備認定支援システムを構築し、手続を簡素化（別途マニュアル参照）

■ 申請書様式は別途。

4 賦課金の減免について



平成24年度における賦課金の負担水準

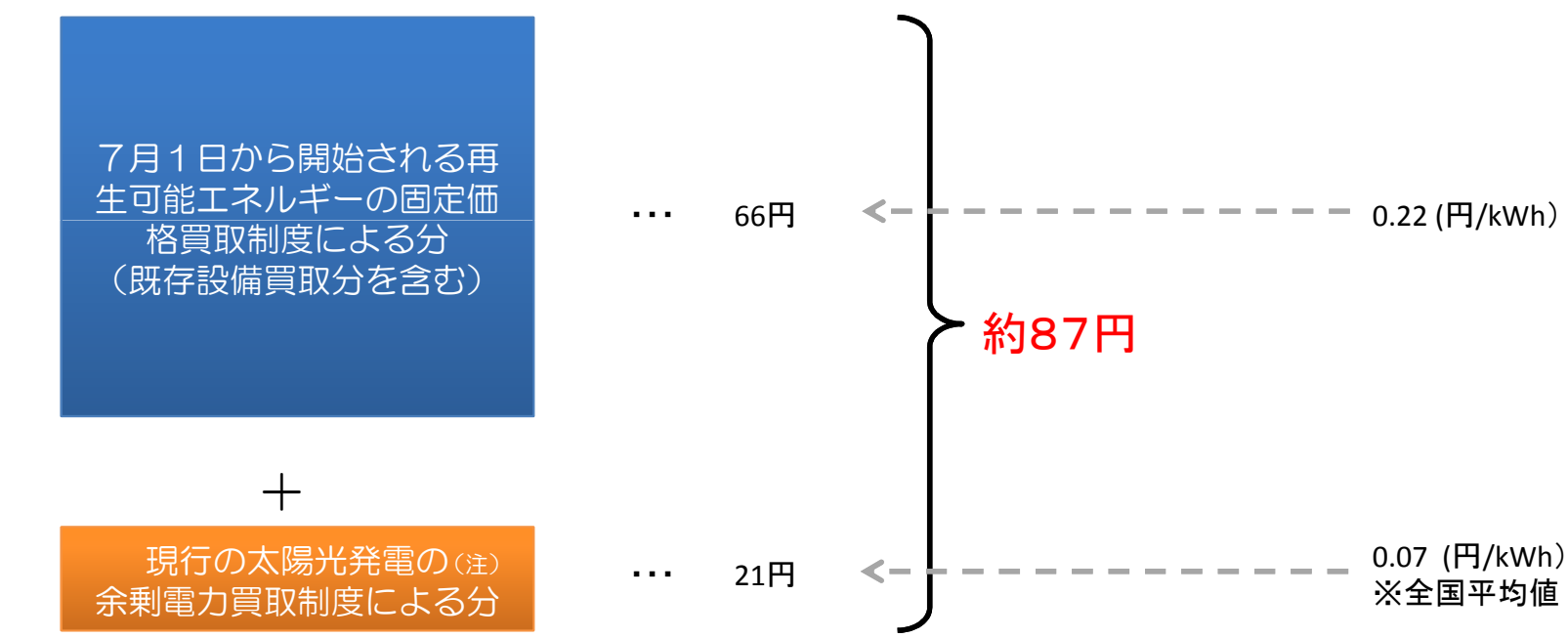
- 本年7月1日より施行される再エネ特措法による、初年度の負担水準は以下のとおり。

標準家庭の場合(月額)

※電気の使用量:300kWh

電気料金:約7,000円 を想定

(参考: kWh当たりの単価)



(注) 現行の余剰電力買取制度は、前年の買取費用を翌年度回収する仕組みを採用。新たな固定価格買取制度は、その年の買取費用をその年に回収し、過不足があれば、年度末に費用負担調整機関を通じて翌々年度に繰り越す仕組みを採用。このため、新制度の導入初年度となる平成24年度については、現行制度の昨年分と、新制度の本年度分の両方が賦課されることとなる。なお、現行制度は、費用負担調整の仕組みを取り入れていないため、地域によって賦課金額が異なる。

- 固定価格買取制度について、現在提示している、調達価格・調達期間（案）を実行した場合、経済産業省で把握している開発予定案件、及びこれまでの導入トレンドから推計すると、約250万kWの再生可能エネルギーの導入拡大が見込まれる。

＜今年度の再生可能エネルギーの導入量見込み＞

	2011年度時点における導入量 (出力ベース)	2012年度の 導入見込み (出力ベース)	買取対象の 電力量
太陽光（住宅）	約400万kW	＋約150万kW (2011年の新規導入量110万kWの4割増)	約32億kWh (現行の余剰買取制度での買取量を含む)
太陽光（非住宅）	約80万kW	＋約50万kW (事務局の把握情報より)	約5億kWh
風力	約250万kW	＋約38万kW (直近の年間導入量から5割増)	約7億kWh
中小水力 (1000kW以上)	約935万kW	＋約2万kW (事務局の把握情報より)	約1億kWh
中小水力 (1000kW未満)	約20万kW	＋約1万kW (直近の年間導入量から5割増)	約0.5億kWh
バイオマス	約210万kW	＋約9万kW (直近の年間導入量から5割増)	約5億kWh
地熱	約50万kW	＋0万kW	約0億kWh
計	約1,945万kW	＋約250万kW	約50億kWh

- 再生可能エネルギー特措法では、電気事業者が再生可能エネルギー電気を調達するために支払った費用は、「賦課金」という形で電気の利用者に対し、その電気の使用量に応じて請求できることとなっている。
- 他方、法第17条では、次のような形で、電気使用量（電気事業者から購入している電気の使用量に限る）が極めて大きい事業者に対する賦課金の減額を規定。
 - ① 売上高千円当たりの電気使用量（kWh）（＝原単位）が、以下の倍数を超える事業を行っている場合であって、
 - － 製造業については、製造業平均の8倍
 - － 非製造業については、非製造業平均の政令で定める倍数
 - ② 当該事業を行う事業所において、当該事業について、政令で定める電気使用量を超える年間電気使用量がある場合、
 - ③ 当該事業所では、賦課金の8割を下回らない政令で定める割合が減免される。
- また、法附則第9条では、東日本大震災で被害を受けた施設や設備に係る電気の利用者に対する賦課金の免除（ただし、平成25年3月31日までの間）を規定。

■ 事業の原単位に関する基準

	製造業／非製造業の平均原単位 (売上高(千円)当たりの 電気使用量(kWh))	特例の対象となる原単位水準
製造業に属する事業	0.7	8倍(法律で規定) → 5.6
製造業以外の業種 に属する事業	0.4	14倍(政令で規定) → 5.6

■ 事業所の電気使用量に関する基準

賦課金の特例を受けることができる事業所の、当該事業に係る年間の電気使用量を、（製造業・非製造業の別を問わず）100万kWhとする（政令で規定）。

■ 賦課金の減免割合

法の規定の範囲内で公平な負担を求める観点から、一律8割の減免とする（政令で規定）。

賦課金の特例措置に係る認定手続きの構造

■ 減免措置の対象となるには、次の二段階の認定を受けることが必要である。

➤ **対象事業の認定：**

① **対象事業の原単位が5.6を超えること**

➤ **対象事業所の認定：**

② **事業所ごとの対象事業の電気使用量が100万kWhを超えること**

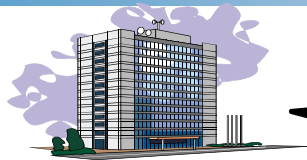
③ **対象事業の電気使用量が事業所全体の電気使用量の過半を超えること**

について認定を受ける。

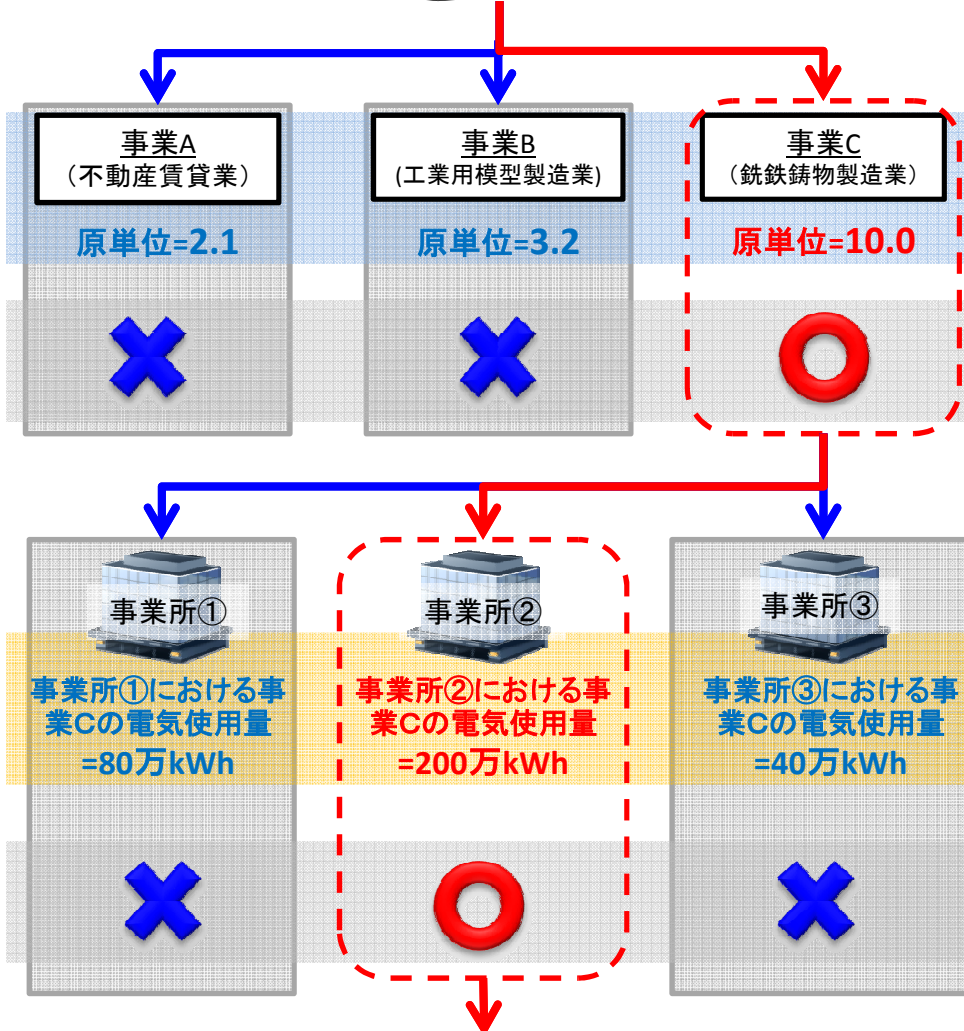
		対象事業の認定			判断基準 (電気の使用量)
		事業1	事業2 (対象事業)	事業3	
対象事業所の認定 電気の使用量 (kWh)	松 事業所 (対象事業所)	-	A	-	② 各事業所の対象事業の電気使用量が 100万kWhを超えるかどうか？ $A \text{ or } C > 100 \text{ 万 kWh}$ ③ 対象事業の電気使用量が事業所全体の 電気使用量の過半を超えるか？ $C > \frac{(B + C + D)}{2}$
	竹 事業所 (対象事業所)	B	C	D	
	梅 事業所	E	-	F	
判断基準 (事業の原単位)		① 対象事業の原単位が5.6を超えるかどうか？ $\frac{A + C}{\text{事業 2 の売上高}} > 5.6$			

賦課金の特例措置の認定フロー 例示

(例)

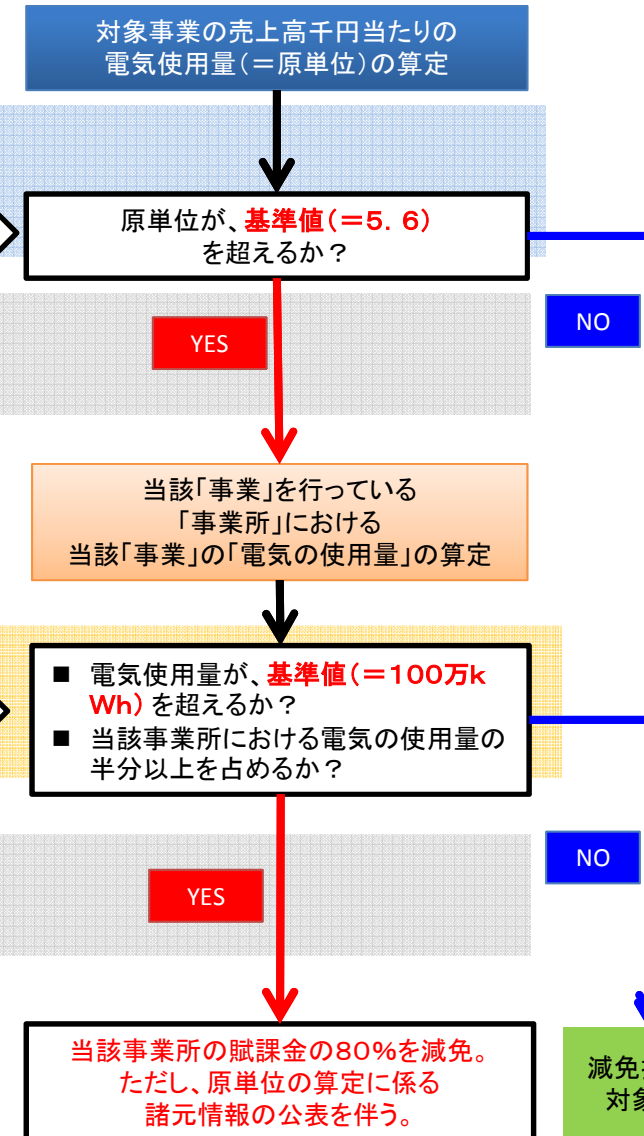


経済産業
株式会社



事業所②に課される賦課金の80%を減免。
ただし、原単位の算定に係る諸元情報は公表。

【賦課金減免の手続きの流れ】



（１） 対象事業の定義

- 日本標準産業分類では適合しないケース有り。
- 以下に掲げる基準（「企業会計基準第17号 セグメント情報等の開示に関する会計基準」に準拠）に基づき、各事業者が判断。ただし、公認会計士又は税理士による確認が必要。

【判断基準の主要な事項（詳細は、次頁を参照）】

事業とは、企業が営む事業活動で、次の要件のすべてに該当するものをいう。

- ① 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの
- ② 企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
- ③ 分離された売上高を入手できるもの

（２） 対象事業の売上高の特定

- 公認会計士又は税理士による確認が必要。

（参考）減免の認定の申請に当たっての事業の定義

1. 事業とは、企業が営む事業活動で、次の要件のすべてに該当するものをいう。
 - ① 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの
 - ② 企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
 - ③ 分離された売上高を入手できるもの
2. 企業が営んでいる事業活動であっても収益を稼得していない、又は付随的な収益を稼得するに過ぎない活動は、事業として認められない。
3. 複数の事業が次の要件のすべてを満たす場合、企業は当該事業を1つの事業に集約することかできる。
 - ① 当該事業の経済的特徴が概ね類似していること
 - ② 当該事業の次のすべての要素が概ね類似していること
 - (ア) 製品及びサービスの内容
 - (イ) 製品の製造方法又は製造過程、サービスの提供方法
 - (ウ) 製品及びサービスを販売する市場又は顧客の種類
 - (エ) 製品及びサービスの販売方法
 - (オ) 銀行、保険、公益事業等のような業種に特有の規制環境

（注）上記の要件は、事業の識別を行う上での考え方を示したものであり、申請に当たって日本標準産業分類の如何なる定義の使用も妨げない。

（３） 対象事業に係る電気の使用量の特定

- 各事業所の電気使用量のうち、対象事業に関するものを特定。
- 複数事業を営む事業所の場合、事業ごとの実使用量の客観的な特定は困難であるため、以下の経済的指標（公認会計士又は税理士による確認が必要）に基づき、事業所毎に、対象事業に関する電気使用量を按分。
 - ✓ 売上高
 - ✓ 出荷額
 - ✓ 費用
 - ✓ 付加価値
 - ✓ 生産量
 - ✓ 出荷量
 - ✓ 販売量
- ただし、電気事業者によって対象事業に係る電気使用量が区分計測されている場合は、そのデータを基礎として、自ら対象事業に係る電気使用量の算定を行うことも認めることとする。

（４） 対象事業の原単位の算定

- 以上の方法により求めた対象事業に係る電気使用量を、公認会計士又は税理士による確認を得た対象事業の売上高で除して、対象事業の原単位を算定。
- ５．６を超えるかどうかを確認。

(1) 対象事業所の特定に必要な条件

- 対象事業に関する電気使用量が、当該事業所全体の電気使用量の半分以上を占める事業所であること
- 対象事業に関する電気使用量が、100万kWhを超えていること

(2) 対象事業所における、対象事業に関する電気使用量の特定

- 「6. ー(3)」の方法に準じて算定。
- 100万kWhを超えるかどうか、対象事業分が全体の過半を超えるかどうかを確認

- 賦課金の特例の認定を受けた事業所については、法17条4項の規定に基づき、以下の事項が公表される。公表の方法としてはホームページを想定。

①認定を受けた事業に関する情報

1. 認定事業の名称及び内容

- 当該事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等の詳細な説明

2. 認定事業の原単位の算定基礎となる売上高及び電気使用量

3. 認定事業の原単位

②認定を受けた事業所に関する情報

1. 認定事業所に係る事業者の氏名又は名称及び住所、法人の場合にあっては代表者の氏名

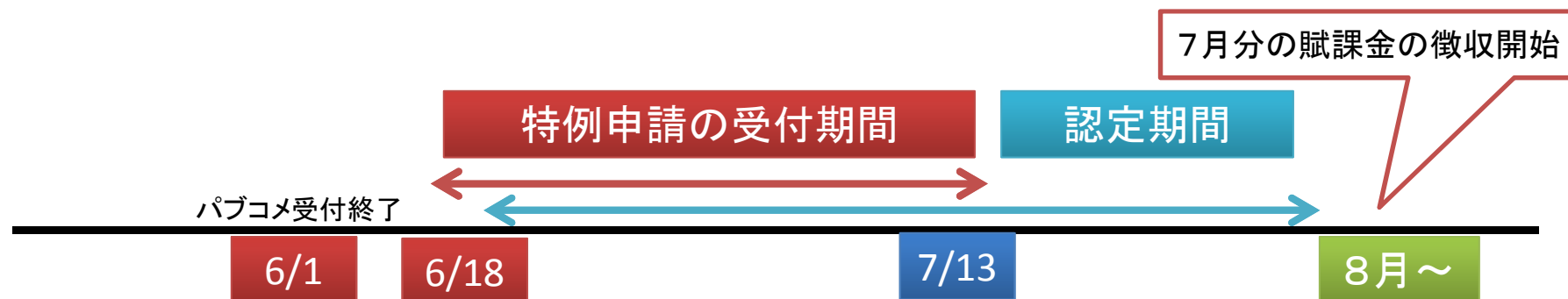
2. 認定事業所の名称・所在地

3. 認定事業所における認定事業の電気使用量

- 他法令における適用範囲を参考とし、以下の二つのいずれかの要件を満たす場合には、法律の施行以降、9ヶ月分の再生可能エネルギー賦課金について免除する。
 - 東日本大震災により損害を受けたことにつき、所在地を管轄する市町村長等から証明（罹災証明）を受けた電気の利用者であって、電気事業者に当該損害に係る証明を受けたことを申し出たもの。
 - 福島原子力発電所事故を受けて設定されていた警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内又は原子力災害対策本部が指定する特定避難勧奨地点に所在している電気の利用者（当該地域から避難するなど、現時点では対象区域外に所在する者については、電気事業者への申し出が必要）
- ※ 太陽光発電の余剰電力買取制度に伴う太陽光発電促進付加金についても、上記に該当する場合は、9ヶ月分免除する。

特例措置の申請について

- 平成24年度分の賦課金の特例措置の申請については、6月18日から7月13日まで受付。



- なお、賦課金の特例は年度ごとに申請が必要であり、平成25年度分の賦課金特例を受けるためには平成24年11月末までに申請が必要となる。
- また、認定申請自体は、事業『者』単位で行われることとなっており、本社の所在する地域を管轄する経済産業局に必要書類を提出していただく。

例) 特例認定を申請する東京にある会社が、認定基準を満たす2つの事業所(関東以外に所在)について賦課金の減免を申請する場合

- 本社 : 東京
- 工場A : 北海道(電炉業専門工場、認定の基準を満たす)
- 工場B : 熊本(鑄造業専門工場、認定の基準を満たす)

上記の場合、東京に所在する本社より、2事業所分の認定について関東経済産業局あてに申請していただくこととなる。

5 既存設備の取扱いに関すること



■ 既存設備の取り扱い（余剰電力買取制度の対象設備を除く）

RPS認定の撤回をした設備は、法附則第12条のRPS法経過措置規定の適用も受けなくなるため、新法に基づく設備認定を申請することを可能とする（ただし、電気事業者とのRPS法に基づく調達契約を当事者間の合意により解除できることが前提）。

なお、RPS法に基づく設備認定の撤回の申し出期限は2012年11月1日までとする。

調達価格 = 新規の場合と同一。ただし、補助金（※1）の給付を受けた発電設備については、補助金相当分を除いた価格を適用する（※2）。

調達期間 = 新設に適用される調達期間 - 既に運転をしている期間（※）

※ RPS認定設備の場合は、設備認定申請時に申請書に記載した運転開始日を起算点とする

（※1）「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」のいずれかを受給している場合に限る。

（※2）具体的には、以下の算式により算定される。

$$\begin{aligned} \text{調達価格} = & (\text{新設に適用される価格 (円)} \times \text{設備の標準的な発電量 (kWh)} \times \text{残余調達期間 (年)} \\ & - \text{補助金交付額 (円)} \times (\text{残余調達期間 (年)} / \text{調達期間 (年)})) \\ & \div (\text{設備の標準的な発電量 (kWh)} \times \text{残余調達期間 (年)}) \end{aligned}$$

■ 余剰電力買取制度の対象設備

2009年11月より実施している太陽光発電の余剰電力買取制度における対象設備については、法附則第6条により、再生可能エネルギー特別措置法に基づく設備認定を受けたものとし、円滑な新制度への移行を図ることとする。（買取価格、買取期間の変更はございません。）

再生可能エネルギーに関する最新の情報は、以下のウェブサイトをご覧ください。

URL: <http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/>



買取制度

検索

買取制度についてのお尋ねは、
資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室まで

0570-057-333

PHS, IP電話からは、03-5520-5850

受付時間 9：00～20：00（土日祝除く）

10kW未満太陽光発電設備の認定申請（入力支援システム）についてはこちらまで
→一般社団法人太陽光発電協会 JPEA代行申請センター（JP-AC）

電話：03-5501-2001

受付時間：平日9：20～17：20